

資料1 今後の施策等の進め方について

(1) アイヌ施策推進法施行5年後検討の
進め方について

アイヌ施策推進法施行5年後検討の進め方について

法附則第9条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※法施行日：令和元年5月24日、 5年を経過する日：令和6年5月24日

検討の進め方(案)

- 令和6年秋以降
 - アイヌ施策推進法の施行状況について説明した上で、アイヌの人々の意見等を広く伺う意見交換会を北海道内各地、東京において開催（要望があれば他の地域でも開催を検討）
- 令和7年
 - 法施行状況、講ずる措置の検討
 - 検討結果をアイヌ政策推進会議に報告

**(2) 民族共生象徴空間（ウポポイ）の
充実強化について**

民族共生象徴空間（ウポポイ）の充実強化について

1.はじめに

- 民族共生象徴空間（以下、愛称である「ウポポイ」という。）は、アイヌ文化の復興等を図るとともに、国際観光や国際親善に寄与するため、令和2年に開業し、開業後約4年が経過した。
- この間、アイヌの人々、関係機関等において、ウポポイに関し様々な努力がなされるとともに、アイヌの人々、来場者、有識者等からウポポイの充実強化について様々な意見、提案等（※1）を頂いた。
- 今般、これらを踏まえ、次ページ以降の基本的考え方、施策により、関係省庁（※2）が一体となって、ウポポイの充実強化を図っていくこととする。

（※1）ウポポイ誘客促進戦略（令和6年3月国土交通省北海道局）

（※2）内閣官房、文化庁、国土交通省

2.基本的考え方

- ウポポイの意義・目的は、アイヌ文化の復興・民族共生、すなわち、
 - ① アイヌの人々による歴史・伝統・文化等の継承・創造の拠点、
 - ② 国内外の人々のアイヌに関する理解を促進する拠点、
 - ③ アイヌ文化復興に向けた全国的ネットワークの拠点、として整理されている（※）。これらの意義・目的を踏まえ、ウポポイの魅力を更に高め、来場者がアイヌ文化復興等の動きを拡大する好循環の確立を図る。
- このため、今後複数年度にわたり、「3.主要施策」を総合的に実施し、ウポポイの充実強化を図る。その結果として、年間来場者数100万人を目指すものとする。その際には、ウポポイが、アイヌの人々にとって、気軽に訪れ、集い、憩うことのできる場となり、ウポポイとアイヌの人々とのつながりをより強いものにしていくことが必要である。
- また、「3.主要施策」については、今後とも、アイヌの人々、来場者等の意見等も踏まえ、柔軟かつ継続的に改善していく。

（※）「民族共生象徴空間」基本構想（改定版）」（平成28年7月22日アイヌ総合政策推進会議決定）

3.主要施策

(1)国立アイヌ民族博物館の改善・新規の取組

アイヌの人々の文化、歴史等を、アイヌ文化の新たな創造性にも着目しつつ、内外の人々により分かりやすく紹介し、その現代的意義についても積極的に伝えていく。

- 博物館内の展示を館員による専門的見地から分かりやすく解説するガイドツアーを開始（本年4月）。
- アイヌ文化の新たな創造性を発信するため、アイヌ木彫、工芸品をテーマにした展示を開始（本年6月）。
- アイヌの人々の文化、歴史、博物館の役割等についての導入部として、分かりやすく、引き付けられるパネルを2階ロビーに設置（本年8月）。
- アイヌの人々の歴史に関し、過去から現在までの通史を分かりやすく伝える展示とするとともに、特に近現代の展示に関し、アイヌの人々の意見を踏まえ、展示の改善を開始（本年8月）。
- 松浦武四郎記念館（三重県）等においてアイヌ文化等を紹介する道外展を開催（本年11月）。今後とも、年2会場を目途に道外展を開催するとともに、諸外国の先住民族関連の博物館等とのネットワーク化を推進。
- ポロト湖を一望できる博物館フロアにおいて、飲食物を提供（令和7年度）。

(2)ウポポイ内で提供されるプログラムの改善・新規の取組

ウポポイの屋外エリア、自然環境も活用し、アイヌ文化等の分かりやすい解説、体験を提供する。

- 伝統的コタンゾーンにおいて、ウポポイ職員を中心とした、アイヌ文化等のガイドを開始（本年7月）。
- アイヌ文化を体験できるプログラム（弓矢体験、伝統衣装試着等）を充実（本年7月以降順次）。
- アイヌの人々がアイヌの昔話等を入場者に語り伝える取組を実施（本年11月以降順次）。
- 冬季のアイヌの人々の暮らしや知恵を体感できる冬季イベントの実施（来年2月）。

3.主要施策

(3)地域との連携

アイヌ文化伝承活動等が盛んな地域、近隣地域等とウポポイの連携を図り、アイヌ文化復興等に関するネットワークを強化する。

- 平取町など各地域との相互交流促進や、釧路市阿寒地域による人形劇、舞踊等をウポポイにおいて行い、各地域のアイヌ文化の紹介をより一層強化（本年9月以降順次）。
- ウポポイの所在地である白老町内有志作成のアイヌをテーマにした昔話を上映（本年11月）。
- 国交省、白老町等が参画する「ウポポイとの連携に関する白老連絡会議」の枠組みを活用し、ウポポイ門前の商業施設であるポロトミンタラを核としたにぎわいの創出について検討（本年6月以降）。
- 登別温泉とウポポイ間の直通バス（本年7月以降）、札幌市とウポポイ間の直通バス（本年12月以降）をそれぞれ一定期間運行。

(4)効果的な広報の実施

アイヌの文化、歴史等に興味・関心を持ってもらい、ウポポイに訪問する動機となるための様々な広報・企画を展開していく。

- 札幌駅における広報拠点の開設（本年8月）、北海道庁赤レンガ庁舎における広報拠点の開設（令和7年度）。
- WEB広告等のターゲット広報の積極的活用と外国向け情報発信を強化（本年度）。

(5)国際交流、人材育成等

国際交流を促進するとともに、ウポポイを支える職員等の人材育成を強化する。

- オーストラリア、ドイツ、フィンランド、台湾等の研究機関、博物館等と連携を強化し、アイヌ関連資料の調査、共同研究を推進しつつ、ウポポイにおいてドイツ展を開催（令和7年度）。
- 職員研修の充実強化を図るとともに、海外も含めた外部機関等への職員派遣、連携活動により、職員の能力開発を図り、海外先住民族との交流も推進。

(注)このほか、ウポポイ誘客促進戦略に記述された上記以外の各種施策も、今後着実に実施していく。

(4)アイヌの人々からの人権相談・人権啓発事業 の充実強化について

アイヌの人々からの人権相談・人権啓発事業の充実強化について

1. アイヌの人々からの人権相談の充実強化(内閣官房、法務省、厚生労働省)

- 近年、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は高止まり傾向。
- インターネット上における他人の権利を侵害する情報の流通による被害が深刻化していることを踏まえ、本年5月、プロバイダ責任制限法が改正された。(改正後の法律名(略称):情報流通プラットフォーム対処法)

(1) 現状の人権相談について

① アイヌの人々からの人権に関する相談体制

- (公財)人権教育啓発推進センター(全国対象)
- 北海道内市町村のアイヌ生活相談員(22市町村に30人配置)

② インターネット上の書き込みに関する相談機関(例)

- 法務省の人権擁護機関
 - ・被害者から相談を受けた場合には、違法性を判断した上、法務局がプロバイダ等に対して削除要請を行うなどしている。
- (一社)セーファー・インターネット協会
 - ・誹謗中傷ホットラインへの申出を受けて、プロバイダに各社の利用規約に沿った削除等の対応を促す連絡を行う。

(2) 今後の取組方針

① 人権相談の充実強化

- アイヌの人々に、現状の人権相談について一層広く周知。
- 上記(1) ①の相談員に対する研修等を実施。案件に応じ、相談者に対して、インターネット上の書き込みの削除申請方法の紹介や上記相談機関の紹介を適切に行う。
- 内閣官房から上記(1) ②の相談機関に対し、アイヌの人々からの相談に適切に対応するよう改めて要請。

② 大手プロバイダ事業者に対する要請

- プラットフォーム事業者に社会的責任があることを踏まえ、内閣官房から大手プロバイダ事業者に対し、アイヌ施策推進法の趣旨、差別禁止規定等について説明し、アイヌの人々に関するインターネット上の書き込みに対する削除申請への適切な対応を要請。

アイヌの人々からの人権相談・人権啓発事業の充実強化について

2. アイヌ政策推進交付金を活用した人権相談・啓発事業の推進(内閣府)

- 市町村による、人権相談・人権啓発事業の実施について、市町村に積極的に働き掛けるとともに、市町村の要望を踏まえ、交付金予算を優先的に配分する。

3. 人権相談・人権啓発事業の推進(法務省)

- 北海道内の生活館等においてアイヌの人々の要望に応じ人権相談を開催。
- 修学旅行でウポポイを訪問する学校を始め、アイヌの歴史・文化に関心の高い学校(全国)からの要望に応じ、人権教室を開催。

(3) 英国所在のアイヌ遺骨について

英国所在のアイヌ遺骨について

1. 英国所在のアイヌ遺骨について

内閣官房において、調査を行ったところ、以下の内容が判明。

(1) 「アイヌ」として記録されている遺骨

- ・ 自然史博物館 : 3体
- ・ エジンバラ大学 : 3体

上記の遺骨については、令和6年4月に各機関に対して、内閣官房より返還請求を行った。(このうちエジンバラ大学からは、基本的に返還する方向で調整したい旨の回答があった。)

(2) 更に調査が必要な遺骨

- ・ 自然史博物館 : 10体

上記の遺骨についても、研究者等の協力も得つつ今後更に調査を進め、アイヌ遺骨と判断できるものについては、自然史博物館に返還請求を行う。

2. アイヌの人々への返還等について

- 今後、返還請求に基づき、各機関において調査が行われ、返還の決定がなされた場合は、内閣官房が窓口となり、関係省庁とも連携し、日本への返還を行う。
- 日本への返還に当たり、各機関の調査の過程で、個人が特定されたり、出土地域が記録から明らかである遺骨については、オーストラリアから返還された遺骨の例も踏まえ、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」・「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」の活用により、アイヌの人々への返還を進める。
- 手続において、適切な返還先が確認できなかった場合や、地域が不明確であり直ちにアイヌの人々に返還できない場合については、上記ガイドラインに沿ってウポポイの慰霊施設に集約する。